

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

許認可等の内容		農産物加工所使用料の減免
根拠法令等及び条項		栃木市農産物加工所条例第8条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市農産物加工所条例第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 加工所使用料の減免基準（条例第8条）</p> <p>市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	